

**議案第 4 2 号 三田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する
条例の制定について**

【改正趣旨】 令和 3 年 7 月 1 日施行の三田市自家用有償旅客運送条例について、広野地区（上青野・下青野・北浦・緑風台）の住民を対象に、広野地区内の JR 新三田駅までの路線追加を予定しており、運行路線等（第 2 条）の別表第 1 を変更する。

【根拠法令】 道路運送法（第 79 条）
道路運送法施行規則（第 49 条第 1 項第 1 号）

【改正内容】 別表第 1（第 2 条）
上青野 JR 新三田駅線を追加

【施行期日】 令和 6 年 4 月 1 日